

令和 5 年度 漁業用施設及びコミュニティ供用施設に係る

全体計画策定業務

コミュニティ供用施設関連
(漁業用施設部分、防災部分を含む複合庁舎等)
基本計画報告書

【略称：複合拠点施設基本計画報告書】

令和 7 年 2 月

与 那 国 町

1. 複合拠点施設基本計画について

(1) 目的

現庁舎は建築後 50 年が経過し、老朽化が進み庁内業務にも影響が出始めていることから、建替えに向けた取組みが喫緊の課題となっている。

建替えにあたっては、町民への公共・公益サービスの質が高まるよう、一部の公共・公益施設の統合なども含めて検討することが求められる。人口減少社会の中で島の暮らしを維持し、産業を強化するために、コミュニティ機能や産業支援機能等を有する複合施設としてのあり方を検討する。

また、安心・安全な暮らしのために、地域防災力の強化とともに、国際情勢の緊迫化を背景とした非常時の設備が必要となっている。

本基本計画の策定は、「コミュニティ共用施設関連基本計画」として、庁舎機能・コミュニティ機能・産業支援機能・防災拠点機能等を併せ持つ複合施設の基本的な方針や導入機能規模を定めることを目的とする。

なお、以降は略称として「複合拠点施設基本計画」と呼称する。

(2) 基本計画の経緯

1) 庁舎建て替えに係るこれまでの経緯

役場庁舎建て替えに関する経緯は以下の通りである。過去に庁舎単体として検討を進めたものの、事業費確保が困難となったことから中断していた。この度、改めて複合施設として検討を開始したものである。

年月	項目	備考
H26 年度	基本方針検討作業部会	庁内課長級で組織、基礎情報整理
H27-28 年度	庁舎建設検討委員会	設計と条件検討
H29～H30.8	用地選定、買上げ	字与那国 854 番地 1
H30 年 11 月	基本計画（CM 業務）	
H31 年 2 月～3 月	地盤調査	
H31 年 2 月～3 月	住民説明会	
H31 年 2 月～R1 年 12 月	基本設計・実施設計	並行して設計支援（CM）業務
	財政面の課題により中断	
R6 年 1 月	臨時町議会にて建設地決定	字与那国 854 番地 1
R6 年 3 月	漁業用施設及びコミュニティ供用施設に係る全体計画策定業務発注	本「複合拠点施設基本計画」を含む

2. 対象地および町の状況

(1) 計画地

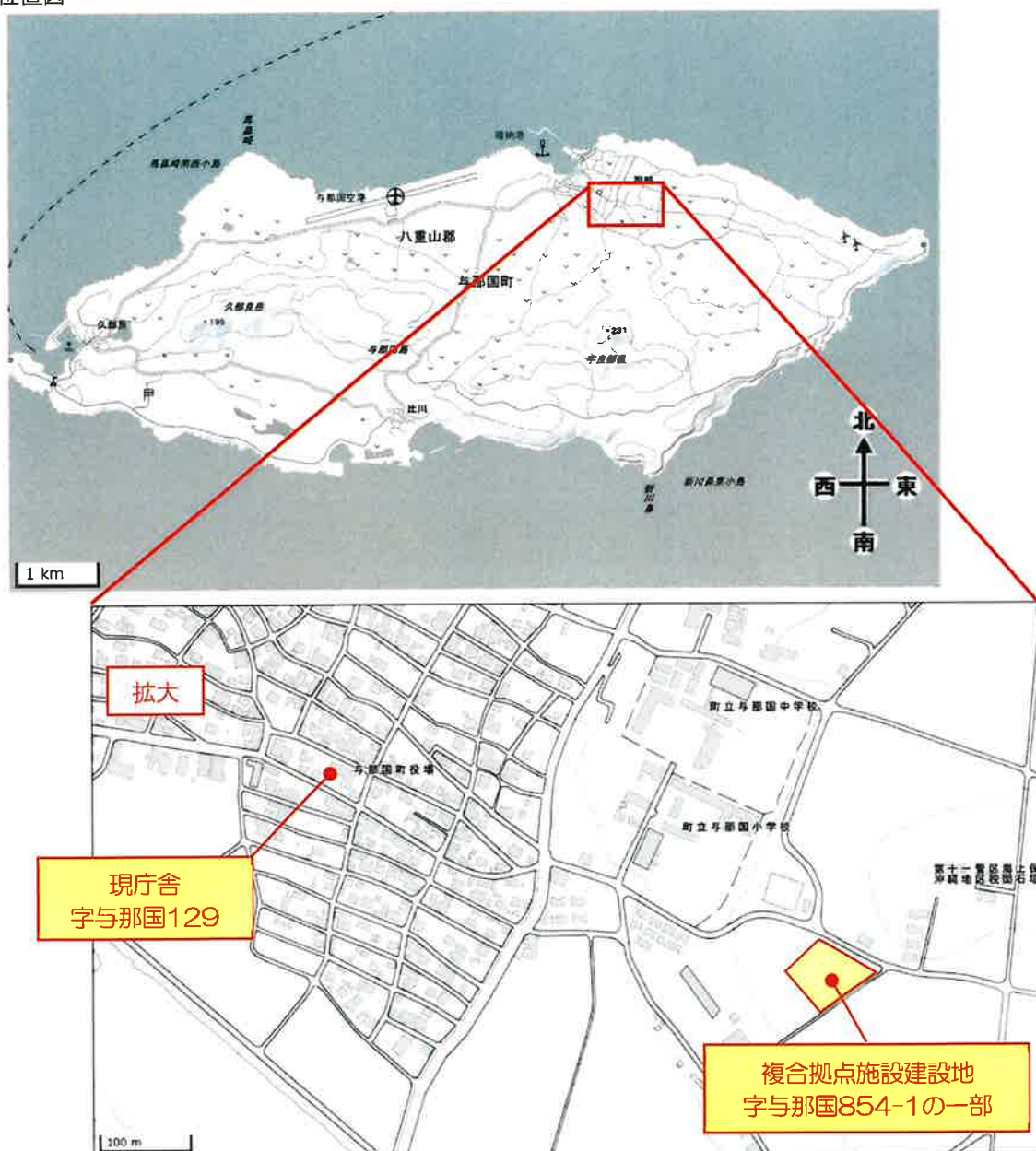
1) 位置・面積

複合拠点施設建設予定地は、沖縄県八重山郡与那国町字与那国 854 番地 1 とする。

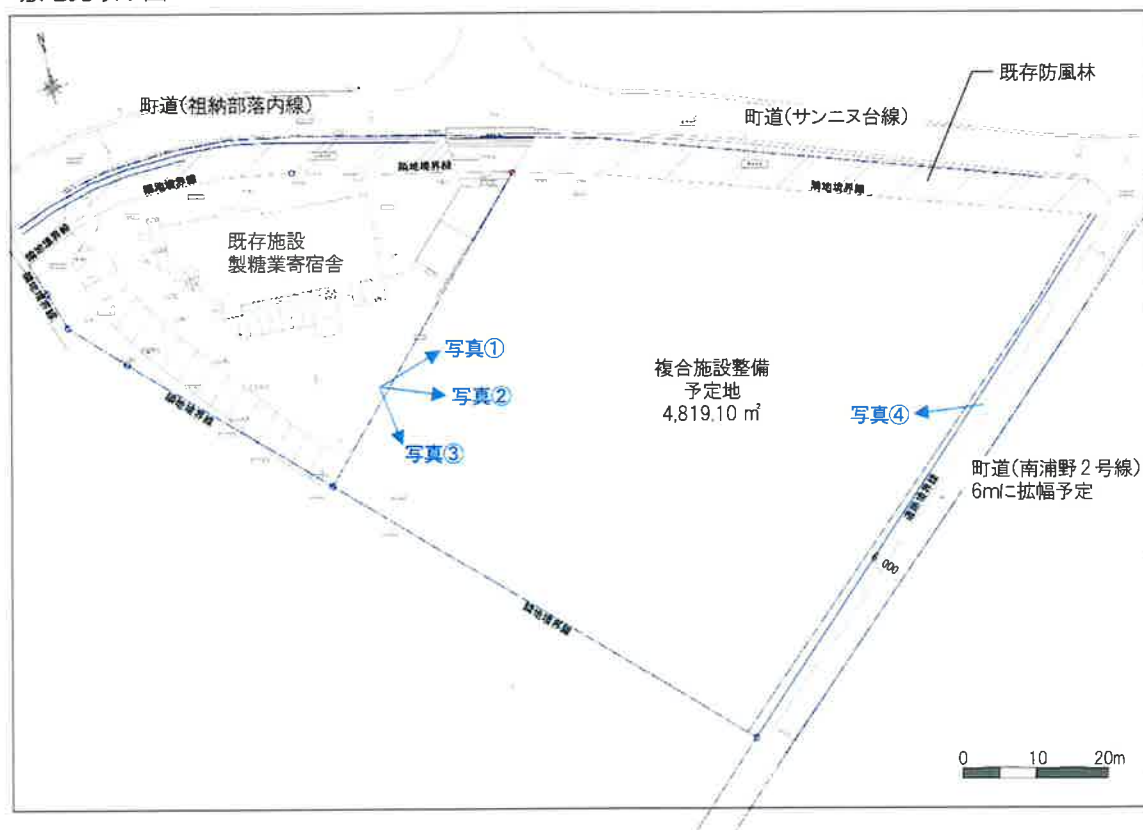
祖納集落の西端、与那国小中学校の南東に位置し、同じ敷地にはサトウキビ繁忙期のための宿舎が整備済みである。複合拠点施設建設予定地面積は 4819.1 m² (CAD 測定) である。

敷地は防風林帯を隔てて北側の町道（サンニヌ台線）に接しており、接道には防風林帯を一部横断することになる。また東側は拡幅予定のある町道（南浦野 2 号線）に接している。

位置図



敷地見取り図

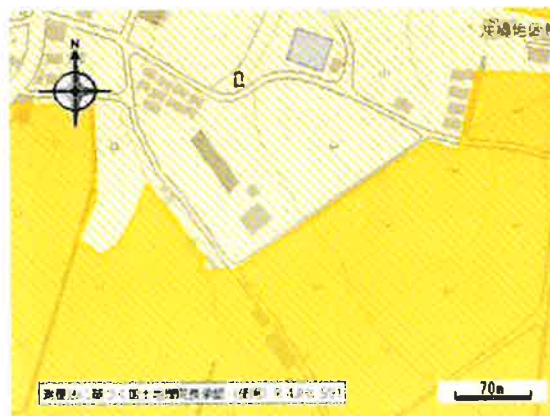


現況写真



2) 法規制

- 【用途地域等】 都市計画区域外、用途地域なし
- 【防火地域等】 指定なし
- 【農地法】 農業振興地域に指定されている。(農用地指定外)



沖縄県地図情報システムより

【与那国町景観計画】

与那国町は全域が景観計画区域となっている。特性に応じて4つに区分され、対象地は「農地景観形成地区」に該当する。本施設整備にあたっては、景観条例に基づき、建築物および工作物の新設、開発行為、木竹の伐採等について届出（地方公共団体が行う行為の場合は通知）が必要である。

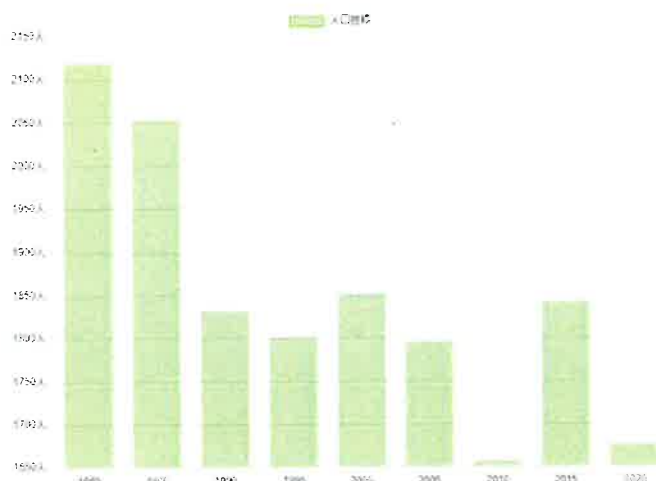
・農地景観形成地区の基準

建築物の高さ	原則 7m以下。但し、当該建築物が航空法その他の法令等の基準に基づき、かつ本計画における「良好な景観の形成のための方針」に則り、周辺の景観と調和するように工夫された場合はその限りではない。
工作物の高さ	「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ周辺の景観と調和するよう配慮し、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。
配置	建築物や工作物の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模になる場合は分節化、分棟化などを工夫する。
屋根の形状	できる限り勾配屋根とし、赤瓦葺きを採用するよう努める。
素材	できる限り木材や石材等の自然の素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。金属類など光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避ける。
屋外設備	配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにする。
屋外照明	屋外において常時設置する照明は、過度の明るさや色彩のものを用いない。
色彩（外壁）	できる限り落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除く。
色彩（屋根・工作物）	建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮する。
敷地内緑化	建築物や工作物の敷地内はできる限り緑化する。
敷地内の樹木	敷地内にフクギなどの樹木がある場合は、保全・活用する。
垣・柵・塀	石垣もしくは生垣によるものとし、これによりがたい場合は、緑化等により修景する。垣・柵・塀の高さは、敷地地盤面から 1.5m以下とする。
開発行為	できる限り行為前の地形を活かす。擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化するなどの工夫を行う。のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態および素材とするよう努める。

(2) 町の基本状況

1) 人口

与那国町の人口は、2023 年 7 月末時点で約 1,666 人である（町資料）。人口は減少傾向にあり、特に若年層の流出が課題となっている。町の人口構成は高齢化が進んでおり、65 歳以上の高齢者が全人口の約 30%を占めている。



年	人口	増減率
2020	1,676 人	-9.06%
2015	1,843 人	+11.23%
2010	1,657 人	-7.74%
2005	1,796 人	-3.02%
2000	1,852 人	+2.83%
1995	1,801 人	-1.75%
1990	1,833 人	-10.76%
1985	2,054 人	-3.07%
1980	2,119 人	-

2) 地勢・環境

与那国町は、沖縄県八重山郡に位置し、日本最西端の町である。与那国島は面積約 28.95 平方キロメートルの島で、周囲は美しい海に囲まれている。島の地形は起伏に富み、最高峰は与那国岳（標高 231 メートル）である。島内には豊かな自然環境が広がり、特に海洋生物の多様性が高く、ダイビングスポットとしても知られている。また、島の南部には「与那国海底遺跡」と呼ばれる謎の海底構造物があり、観光名所となっている。

島には祖納、久部良、比川の 3 つの集落があり、現在の町役場は祖納に位置している。

3) 産業

与那国町の産業構成（従事者）は、第一次産業 10.8%、第二次産業 23.7%、第三次産業 65.5%となっている。（2020 年国勢調査）

主要な産業は農業と漁業である。農業では、特にサトウキビの栽培が盛んであり、在来馬である与那国馬の飼育も行われている。漁業では、近海での漁獲が中心であり、特産のカジキマグロをはじめとする大型魚が多く水揚げされる。

また、観光業も重要な産業であり、美しい自然環境や独自の文化を求めて多くの観光客が訪れる。観光資源としては、ダイビングスポットや与那国海底遺跡、伝統的な祭りや文化行事が挙げられる。

離島ゆえに島の経済活動は外部要因に左右されやすく、輸送コストがかさむという地理的な不利性がある。

4) 主要公共施設

与那国町には以下の主要な公共施設が存在する。

与那国町役場	町の行政機関として機能しており、町民の生活を支えている。
与那国空港	島外との交通手段として重要な役割を果たしており、那覇・石垣との間に定期便が運航している。
久部良漁港	石垣港との間に、フェリーよなくにが週2便運航している。
教育機関	町立中学校2校、町立小学校3校、町立幼稚園3園があり、3つの字にそれぞれ配置されている。その内、比川幼稚園は休園、久部良幼稚園は与那国幼稚園にスクールバスで通園している。
医療施設	与那国診療所があり、町民の健康を守っている。
文化施設	図書室や公民館などがあり、町民の文化活動を支援している。

(3) 上位・関連計画

1) 第5次与那国町総合計画(R5.3)

【計画期間】

基本構想：令和5(2023)年度から令和17(2035)年度までの13年間

前期基本計画：令和5(2023)年度を初年度、令和8(2026)年度を目標年度とする

【将来像】

『離島苦』を受けとめ、心豊かな『ドゥナン』の将来を切り開くため、現在の地域・伝統・文化、そして、独自の生態系を守り、身の丈にあったまちづくりを進め『笑顔で健やかに住み続けられる自然・暮らし・歴史文化が調和する島』として発展を目指すことを、「ドゥナン」の将来像とします。

【まちづくりの目標】

- ① 生活 伝統を受け継ぎ多様な暮らしのある与那国
- ② 医療・福祉 生きがいと笑顔のある健康な与那国
- ③ 産業 豊かな地域資源を活かした活気のある与那国
- ④ 教育 学びとスポーツが盛んな共に学ぶ与那国
- ⑤ 防災 災害対策の強化で安全・安心な与那国
- ⑥ 環境 持続可能な美しい与那国
- ⑦ 行財政 自律し共に助け合う与那国

【基本計画(分野別施策)】

複合拠点施設に関連する事項を以下に抜粋する。

- ・子育て支援の充実——子育て家庭が自由に集える子育てサロンの充実
- ・防災——消防団詰所の確保、備蓄推進
- ・町役場の建替え——庁舎建設基金積み立ての継続、新庁舎建て替え計画の早期作成

▶町役場の建替え 基本方針

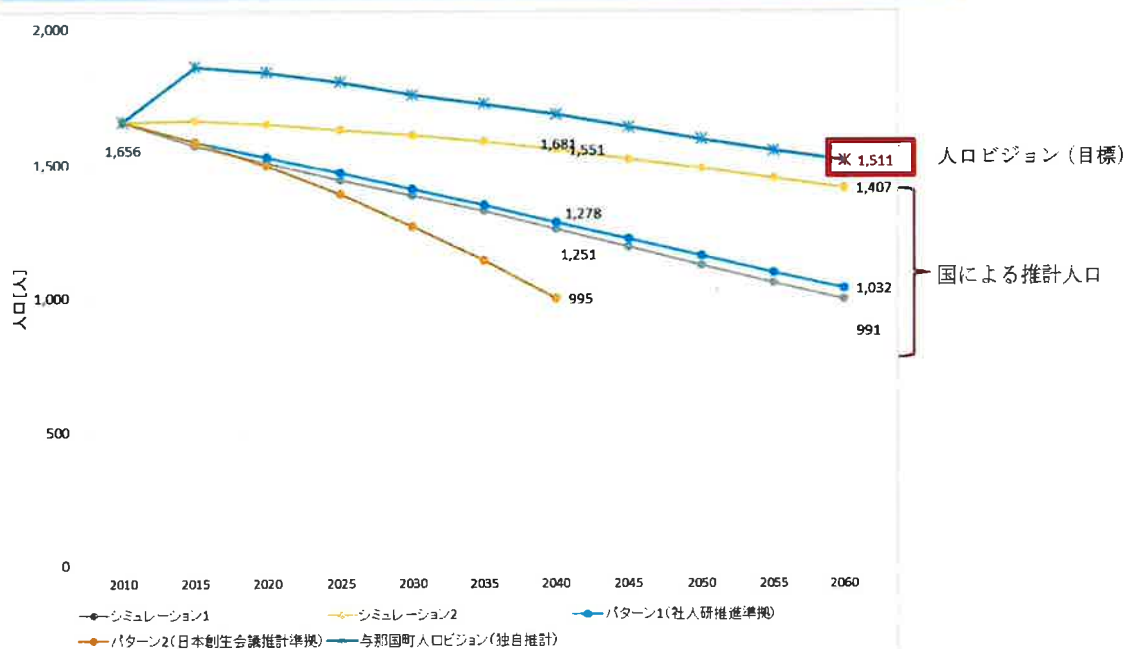
町役場の建替えに際して、計画策定は透明性を持って行うことが必要であるため、積

極的に情報公開し事業を推進します。新庁舎においては、町民への公共・公益サービスの充実化が図れる機能を十分に有することに加え、町財政への影響を極力抑えるよう努めます。

2) 与那国町 まち・ひと・しごと創生総合戦略「与那国町人口ビジョン及び総合戦略策定等報告書」(H28.3)

【人口ビジョン】

与那国町は、2060年に1,500名の人口を目指します



将来人口推計において少子高齢化が進展する見込みであるが、自然増の推進や、いったん転出した若者が戻ってくる魅力(Uターン)を高め、移住者(Iターン)を受け入れる施策に取り組む。また自衛隊の駐屯による定住人口が第二のふるさとと感じてもらおうよう、住みやすさや町の魅力を高める。人口減少に歯止めをかけ、減少幅を小さくして島の活力を維持できる施策を展開する。

【総合戦略】

- 基本目標① 与那国町らしい、小さな仕事と小さな雇用を創出する
- 基本目標② 与那国町への新しいひとの流れに対応できる環境づくり
- 基本目標③ 若い世代が夢を持ち、人生の希望をかなえることができる島をつくる
- 基本目標④ 人口減少に歯止めをかけ、島のくらしを守るとともに、地理的特性を活かして地域と地域を連携する

—複合拠点施設に関連する施策—

- ・与那国町ブランドの構築による農漁業・特産品の高付加価値化・6次産業化
- ・島の観光をプロデュースする観光協会等の体制強化

- ・ 古民家や空き家情報把握、島内の求人情報を集約する窓口の設置
- ・ 与那国町で子供を産み育てたいと夢がもてる環境づくり
- ・ 雇用・企業支援と連携した島に戻ってこられる仕組みづくり
- ・ 島の未来を担う子供たちの教育環境の充実
- ・ 災害・防災時にも、地域で助け合う基盤づくり

3) 与那国町地域防災計画（H30.3）

与那国町の地域に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【震災予防計画】

公共建築物、一般建築物の耐震化及び不燃化を推進するとともに、避難路並びに避難場所の確保・整備により、地震災害に強いまちづくりを図る。

- ・ 災害対策本部となる庁舎の耐震化不燃化を推進
- ・ 避難所及び避難路の整備を推進し、災害時の避難又は集合場所の確保を図る

【津波災害予防計画】

津波災害からの市民等の避難を確保するため、公共施設について建築物の耐震化、耐浪化を図るとともに、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設としての活用を推進する。

【社会資本整備計画】

沖縄県が公表した津波浸水予測範囲（平成 27 年 3 月公表）の隣接地に位置し、災害発生時の対策本部機能の継続が危惧される役場庁舎及び消防本部については、その更新に際し、津波浸水予想範囲外の高所への移転整備を含め、早期の対策を講じる。

【災害通信施設整備計画】

老朽化が進み、かつ低地に立地する役場庁舎については、台風、地震、津波などの大規模災害で被災する可能性を考慮し、災害対策本部機能の強化、整備を図るとともに、複数の公共施設においてバックアップできる災害通信施設・設備の整備を推進する。

【防災備蓄計画】

大規模災害発生により住戸等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民及び観光客に対し、生活に必要な物資を迅速かつ計画的に配分するため、庁舎及び各公共施設において、必要な物資を備蓄する。なお、庁舎については津波浸水予測範囲外への移転を含めた災害対策本部機能の安全確保策の推進とあわせて、備蓄機能の拡充・強化を図る。

4) 与那国町国民保護計画（H29.5）

与那国町国民保護計画は、町民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃による災害を最小限にすることを目的とする。計画は、平素からの備えや予防、武力攻撃事態・緊急対処事態の際の対応、復旧等の項目からなる。

複合拠点施設に関しては、災害本部機能を持つことや特定臨時避難施設を設置することから、国民保護計画のうち以下の点が関連する。

【対象とする事態】 ①武力攻撃事態 ②緊急対処事態

【体制】 対策本部の設置、町の各課等における業務

町国民保護対策本部を設置した場合にその機能が確保されるよう、以下を定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保

【通信の確保】 非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進。情報伝達ルートのも
多重化や非常用電源の確保。

警報等の伝達のため防災行政無線のデジタル化の推進等を図る。

【備蓄】 食料、生活必需品等の供与、収容施設の供与

5) 与那国町公共施設等総合管理計画（H29.3初版、R4.3改訂）

町の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示すもの。長期的な視点で予防管理を進め長寿命化を図ること、施設を更新する場合は複合化などにより施設総量の削減を進めること、ユニバーサルデザインや脱炭素化を推進することなどが示されている。

施設類型別の方針より、本計画に関連する項目を以下に抜粋する。

- ・社会教育系施設 中央公民館については老朽化に伴い、利用を停止しています。解体する予定ですが、JAが入居中であることもあり、解体時期の検討を重ねていきます。解体後は、新庁舎建設に合わせた新築を検討しています。
- ・行政系施設 老朽化が激しいため、個別施設計画に基づき、複合化を含めた建て替えを検討していきます。

【個別施設計画】

総合管理計画の下位計画として、個別施設計画がある。役場施設に関しては、「与那国町役場庁舎個別施設計画（H31.3）」が定められている。同計画は、H28.3に取りまとめられた「与那国町役場庁舎建設基本方針」をもとに、マネジメントの視点を加えたものである。

＜目指す姿＞ 役場庁舎については「安全性」を第一義に、ワンストップサービス、バリアフリーなどの「快適性」及び「利便性」の向上など多面的な地域の拠点として本庁舎の行政機能の充実を目指します。

２）過年度検討における新庁舎条件設定

過年度に検討された条件を参考として整理する。

①与那国町庁舎建設検討委員会の答申(平成 28 年度。H31 年 2 月の住民説明会資料より)

与那国町役場建設基本計画について

(1) 庁舎建設の基本構想について

新庁舎の建設にあたっては、単に老朽化した役場庁舎を新しくするだけでなく、現在の庁舎が有する課題を解決し、新たな町の中心地として位置づけることが重要である。

なお、新庁舎の建設位置としては、防災・安全性、利便性を十分満たす立地であるとともに、本町内における人口の分布や、公共施設の配置状況を考慮し、祖納地区において津波・高潮浸水予測範囲から十分離れた高台へ置くことを基本に検討を進めることとする。

(2) 庁舎建設の候補地について

庁舎建設位置は与那国中学校東側とする。

(3) 庁舎建設の規模について

① 庁舎の延床面積は 2,500～3,000 m²程度とし、十分な駐車場と緑化帯を整備できるように敷地を確保すること。

② 包含する施設は、役場施設、議会、教育委員会、農業委員会、保健指導所、水道管理センター、商工会、観光協会、指定金融機関窓口及び消防施設、会議・研修施設、倉庫、その他必要な施設設備とする。

(4) その他庁舎建設に必要と思われる事項について

① 庁舎建設基金は庁舎本体建設の着工まで計画的に積立を行うとともに、十分な財政計画の下で事業を進めること。

② 基本設計にあたっては、町の財政に与える影響をできるだけ抑えるため、建設に要する経費の削減、維持管理に要する経費の長期的な軽減等、経済効率の高い庁舎となるよう工夫すること。

③ 老朽化した現庁舎の更新のみならず、防災・安全性能の早期改善が本町喫緊の課題であることから、町は上記の内容を踏まえて具体的な方針や計画を作成し、事業の迅速かつ円滑な遂行にあたること。

④ 町は庁舎位置の変更に伴い、新庁舎へのアクセス道路の確実な整備及び、公共交通機関の充実を図り、来庁時の交通利便の確保に努めること。

⑤ 新庁舎へ移転後の現庁舎の跡地については、地域住民の生活・文化の質の向上、福祉増進、地域振興等、地域全体の活性化が図られるような場を提供できるように、町は最適な活用計画について十分な検討を行うこと。

3) 新たな基本計画における新庁舎条件設定

新たな基本計画においては、町の財政負担を軽減しつつ機能強化を図るため、複合施設として整備する。

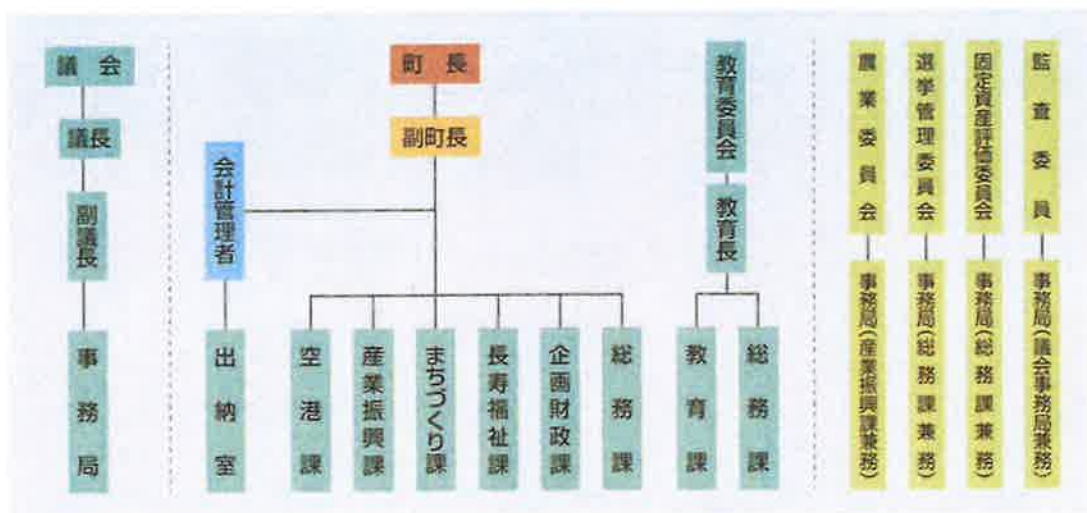
庁舎機能に関しては、住民アンケートや職員ヒアリング等を踏まえた過年度の検討を参考に、必要なスペースを確保し、機能的に執務できる環境や的確な住民サービスを行うことを目指す。

なお、当初は外部機関（商工会、観光協会、JA）を複合化する方向で検討を進めていたが、検討委員会における協議結果から、外部機関の移転条件を満たす十分な執務面積の確保が困難であるため外部機関については複合化しないこととする。

庁舎部分は以下の機能により構成する。（防災機能は次項で整理する。）

分類	内容
行政	空港課を除く各課の執務機能、住民サービス
付帯組織	保健指導所、水道管理センター、農業共済、 農業改良普及施設（沖縄県 農林水産部からの派遣）
議会	議場及び関連施設
教育委員会	

与那国町役場組織構成図



（２）防災機能の強化に関する条件等

１）地域防災機能

庁舎は、災害時には司令塔となり、また町民生活の維持・復旧のために事業継続が重要であることから、施設自体に災害に強い性能を確保する。また、新庁舎には以下の機能を配置する。

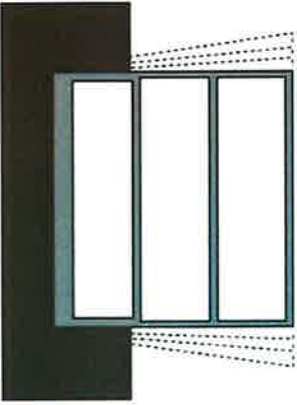
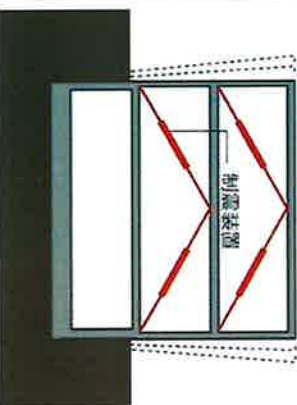
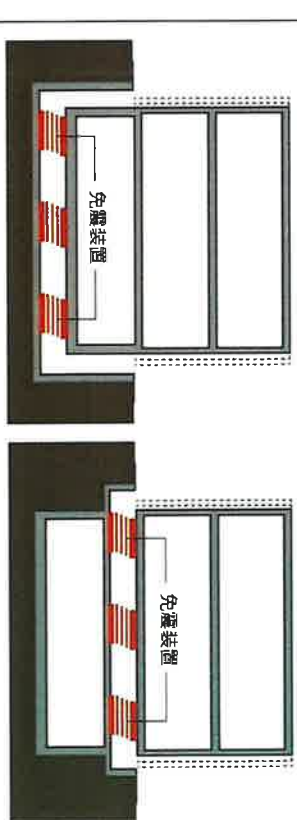
地域防災機能	内容
①災害対策本部、現地対策本部	庁舎内に本部を設置（従来は不足していた、一同に会するスペースを確保）。
②消防との連携	庁舎内に消防職員諸室を確保。また災害時等に詰所として活用できるスペースを配置。
③情報受発信機能	従来の放送設備を強化。
④非常用電源・水	水は次項の特定臨時避難施設の設備を活用（兼用）する。
⑤物資備蓄機能	複合施設内に備蓄スペースを確保。次項の特定臨時避難施設の設備を活用（兼用）する。
⑥一時避難機能	災害時等に一時避難所として活用できるスペースを配置。

なお、救助資機材や救援物資の備蓄や集積・配送は、JA 及び流通業者の集積拠点が担うものとする。
また応急医療は、与那国診療所が担う。

■地震対策の手法検討

地震が発生した際、人的被害および物的被害を最小限に留めること及び経済性を重視し、本計画建物の構造形式を選定する。建築物の構造形式による地震対策としては、大きく分けて耐震構造、制震構造、免振構造がある。次頁にそれぞれの特性を示す。

■構造形式の特性

構造形式	a) 耐震構造	b) 制震構造	c) 免震構造
イメージ図			
概要	・柱や梁、耐力壁といった建物を支える部分の強度や剛性により、地震など横方向の力を受けて建物が揺れても十分に耐えられるようにした構造。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの被害あり。 ※(注)什器等の転倒防止策、サーパ一室の床免震で軽減措置は可能。	・柱や梁、壁といった建物を支える部分にダンパーなど地震による揺れを吸収する装置(制震装置)を設け、地震などの横方向の力を受けて建物が揺れても十分に耐えられるようにした構造。 ・高層建物やS造など変形しやすい建物に有効。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの可能性がある。	・基礎免震は、基礎と土台との間に、免震装置を設けることによって、地震時の地面の揺れを建物に伝わりにくくするようにした構造。 ・中間免震は、階と階の間に、免震装置を設けることによって、地震時の地面の揺れを上階に伝わりにくくするようにした構造。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの被害は軽微である。
耐震性能	・耐震装置などは設けず、建物そのものが持つ粘性で地震による揺れを吸収する。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの被害あり。※(注)	・耐震構造に比べ、建物の壁や柱などに与える被害は少ない。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの可能性がある。	・建物の揺れそのものを軽減するため、建物への影響はほとんどない。 ・内部設備(什器等含む)は転倒・損傷などの被害は軽微である。
施工性	一般的な構造であり、通常の工事期間で施工が可能。	専門業者による施工が必要となり、通常より長い工事期間が必要。	専門業者による施工が必要となり、通常より長い工事期間が必要。
経済性	3種類の構造形式の中で最も経済的。 【躯体比率】 1.00	制震装置の設置によりコスト増となる。 【躯体比率】1.24 (20%増)	免震層及び免震装置の設置によりコスト増となる。 【躯体比率】1.60 (60%増)
その他	一般的な地盤調査、構造審査(2ヶ月程度)となる。	一般的な地盤調査とは別に、特別な地盤調査が必要となる。	・基礎免震は、一般的な地盤調査とは別に特別な地盤調査が必要となる。 ・資格者による定期的な点検費が必要。

2) 特定臨時避難施設

令和4年12月閣議決定された「国家安全保障戦略」に基づき、令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」が内閣官房から各行政機関に通達されている。この中で、与那国町は要件を満たす5市町村の一つに挙げられていることから、本複合施設において当該特定臨時避難施設を設置する。

特定臨時避難施設の対象者及び期間は次の通り。

対象者	避難誘導に従事する行政職員等及び避難に遅れる住民等
期間	広域避難を完了するまでの間、できる限り住民等の安全を確保する観点から、2週間程度の避難ができるようにすること

本町では、収容人数として約180～200人を目指す。また特定臨時避難施設の計画にあたっては、「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（第1版及び第2版）」を参照する。

(3) コミュニティ施設に関するニーズ及び課題

「与那国町公共施設総合管理計画（R4.3 改訂版）」において、老朽化により利用停止中の中央公民館については新庁舎建設に合わせた新築を検討する旨が記載されている。

自治会関係者・社会教育・子育て等関係者にヒアリングした結果、複合庁舎に交流ホールを導入する方向で検討を行う。

詳細については「6. コミュニティ供用施設に関する整備方針」を参照。

ニーズ及び課題の概要

検討対象施設	町内の現況・ニーズ	今後の方向性に関する意見	複合庁舎への導入
交流ホール	・ 町民が集まれる規模の大きなホールは比川、久部良にあるが、老朽化したり設備が整わず使用しづらい。体育館も使用されているが空調施設がないのが問題。 ・ 中規模な集会施設としては複合施設や保健センターがある。	・ 200 人程度のホールで座席がセットしやすいものがあるとよい。 ・ 他の施設の維持管理や集約を考えながら整備すべき。 ・ 検討委員会意見より、議場との兼用の提案があったことから、関係者との協議の上、兼用案について引き続き検討を行う。	○
子育て支援施設	・ 子育てサロンは各集落の既存施設で開催されており、需要がある。身近に訪れやすい立地や運営形態（開催頻度等）が重要。 ・ 学童・放課後児童クラブ等は、子どもが遊べる広いスペースを要望する声がある。	・ 児童館が入居する複合施設において施設前の空地に遊具を整備する計画がある。 ・ 複合施設から観光協会が転出するのであれば、同施設内に学童を拡張することが最適。 ・ 認定こども園になれば、現保育所跡を活用することが可能。	不要
学習施設	・ 嶋仲自治公民館内の図書室に併設している学習スペースは、子ども達がよく利用しており、需要がある。	・ 静かな環境が求められるため、人の往来が激しい複合庁舎への導入は適切でない。 ・ 学習室を併設した図書館を個別の建物として整理すべき。	不要
スタジオ・和室等	・ 既存施設の中でも同様の機能が設けられており、利用されていない施設もある。 ・ スタジオ・ジム機能については、改造センターや保健センターが担っている。 ・ 和室については、各公民館に備え付けられている。	・ 地域活動の場となる諸室については、既存施設を利活用することで対応可能。 ・ 新たな整備の必要性は感じていない。	不要

(4) 産業振興施設に関するニーズ及び課題

町の主産業である水産業の振興のための機能を、複合庁舎に配置する。

与那国町漁業協同組合との協議の結果、加工や直売、体験等の機能は現場の久部良漁業施設等に集約するものとし、複合拠点施設には展示やイベント時の交流機能を配置する。

詳細については、別冊「漁業関連施設基本計画報告書（令和7年1月）」を参照。

ニーズ及び課題の概要

検討対象施設	町内の現況・ニーズ	今後の方向性に関する意見	複合庁舎への導入
加工・直売・食堂	・水産物の需要拡大などのために加工・直売を広げることは望ましい。 ・既存加工場は久部良漁港に隣接。 ・食堂が漁港内にあるが人手不足で休業中。（2024.8～再開）	・運営面からも、観光客のニーズとしても、加工・直売は漁港直結の立地が望ましい。 ・人手不足が顕著であり、別の場所でスタッフ常駐は考えにくい。	不要
展示空間	・与那国の水産物を知ってもらうことは必要。島民にも知られていない。	・通常は人を配置しない形態であれば可。	○

4. 基本計画

(1) 複合拠点施設の基本方針

複合拠点施設の基本方針は、過年度委員会にて整理した方針を尊重しつつ、以下のとおりとする。

■複合拠点施設整備基本方針

基本方針	求められる機能	対応する設備、配置等
防災拠点機能の充実	災害対策拠点機能	消防準備室、電気室
	避難機能	会議室、研修室、休憩室
	備蓄機能	倉庫(備蓄庫)
	武力攻撃事態の対応	特定臨時避難施設
行政サービスの拡充と開かれた役場づくり	窓口、案内機能	各事務室
	相談機能	相談室
	情報提供・産業振興機能	会議室、議会、水産展示コーナー兼用
新たなまちづくりの中心の創造	景観形成機能	島の風土環境に適したデザイン
	コミュニティ機能・交流推進機能	コミュニティ施設(水産展示コーナー兼用)

■複合拠点施設の基本的な性能に関する方針

基本性能	設計上の配慮点
安全・安心性の確保	自然災害への対応(耐震、耐風、耐水害) 防犯、情報セキュリティ
利便性向上	わかりやすい動線、開放性 ユニバーサルデザイン 子育て世代への配慮
環境負荷低減	環境共生型設計(自然風利用、日射遮蔽、遮熱外皮) 高耐久性(更新サイクルの長期化)
拡張性能	将来的な施設増設や更新への対応可能性確保

(2) 庁舎導入機能および規模

1) 庁舎機能と規模設定

① 職員数等

	役職・課名等	職員数				賃金職員	合計 (人)
		特別職	課長級	課長補佐 係長級	一般 職員		
特別職	町長	1					1
	副町長	1					1
	教育長	1					1
行政職員	総務課		1	8	5	4	18
	長寿福祉課		1	4	5	3	13
	出納室		1	2	1	0	4
	企画財政課		1	4	5	3	13
	産業振興課		1	4	4	2	11
	まちづくり課		1	4	4	2	11
	教育委員会		2	4	4	2	12
	議会事務局		1	1	0	1	3
	空港課 ※1						
	幼稚園・保育所・預かり保育 ※1						
	水道管理センター ※2						
	工事管理室 ※2						
合計（執務室のみ）		3	9	31	28	17	88

※1 現地に執務室があるため、複合庁舎に配置する職員数なし

※2 所管課の職員等が兼任するため、専従者なし

■駐車場

	現状台数	必要台数
公用車（乗用車）	庁舎敷地 26	26
公用車（消防・救急車両）	3	3
来庁者用（役場利用者）		20
来庁者用（コミュニティ施設利用者）	なし	10
職員用	10	15
合計	39＋来庁者用（役場利用者）	74

なお、過年度検討では「イベント時を見込み 80 台（うち公用車 10 台）」や「72 台（公用車用の屋根付き駐車場 10 台）」などの記述がある。

②諸室規模（執務面積）の考え方

「新営一般庁舎面積算定基準（国交省）」は庁舎建設を行う際、起債借入れ額の範囲を定めるための標準面積であり、同基準による標準的な庁舎面積は下表のとおりである。

ただしこれ以外にも必要な諸室があるため、総務省の「地方債事業費算定基準（平成 23 年度に廃止されているが、多くの自治体が面積算定の参考としている。）」や前設計も参考として全体の規模を設定する。

区分		基準			標準的面积
		換算率	職員数	換算職員数	換算職員数×3.30㎡
①事務室 「地方小官署(署、所)県単位以下」の職階を適用	特別職	10.0	3	30.0	99.0 ㎡
	課長級	2.5	9	22.5	74.3 ㎡
	課長補佐級、係長	1.8	31	55.8	184.1 ㎡
	一般職員	1.0	28	28.0	92.4 ㎡
	賃金職員等	1.0	17	17.0	56.1 ㎡
	①小計		88	153.3	505.9 ㎡
	①小計(補正)	10%増し			556.5 ㎡
	会議室	職員100人あたり40㎡。補正+10%			44.0 ㎡
②A 付属面積(基準あるもの)	電話交換室(サーバー室に読替)	換算職員120～			36.0 ㎡
	倉庫(台帳倉庫等特に必要なものは別途)	事務室面積(補正前)の13%			65.8 ㎡
	宿直室(庁舎)	1人まで10㎡ 増1人ごと3.3㎡加算			10.0 ㎡
	湯沸室(1F)	6.5㎡～13㎡			6.5 ㎡
	湯沸室(2F)	6.5㎡～13㎡			6.5 ㎡
	受付及び巡視溜	最小6.5㎡			6.5 ㎡
	便所及び洗面所(1F)	職員25～49人			35.0 ㎡
	便所及び洗面所(2F)	職員25～49人			35.0 ㎡
	②A 小計				245.3 ㎡
	②B 付属面積(実情に応じて必要な面積を算定するもの)	議場関係	※総務省基準 議員定数(10人)×35㎡		
防災関係		※別表 +D34+D24			246.8 ㎡
住民サービス機能		※別表 相談室、保健指導室ほか			63.6 ㎡
来客応接室		※基準なし			20.0 ㎡
選挙管理委員会		※基準なし			20.0 ㎡
金庫室		※基準なし 現況より			29.4 ㎡
水道管理センター		※基準なし 現況より			10.2 ㎡
工事管理室		※基準なし 現況より			13.7 ㎡
印刷製本室		※基準なし			12.0 ㎡
②B 小計					765.7 ㎡
③コミュニティ部分(公益)	町民交流ホール	※基準なし			200.0 ㎡
	授乳室・幼児用トイレ	※基準なし			12.0 ㎡
	③小計				212.0 ㎡
④設備関係面積	機械室	有効面積(①+②+③)2000㎡以上			436.0 ㎡
		※特定避難施設の設備を活用			(436.0) ㎡
	電気室	有効面積(①+②+③)2000㎡以上			78.0 ㎡
	自家発電電気室	有効面積5000未満の基準なし			29.0 ㎡
	④小計				107.0 ㎡
⑤交通部分	玄関、広間、廊下、階段等	各室面積合計の35%。必要に応じて40%まで。			660.2 ㎡
合計 ①～⑤					2,546.7 ㎡

注)面積は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

（３）防災機能および規模

１）耐震・耐久性能

各種災害に強い庁舎とする。予定地は、津波・浸水のリスクは低いが、地震および風害等に対しては対応が必要である。

耐震性能等の水準および工法は基本設計にて定めるが、耐震構造を基本とする。

２）地域防災機能

①消防

町の有する消防車両２台を敷地内に配置する。現車両の規格に応じた屋根付きスペースを確保する。またこれに付随する防災無線室、消防団詰所を配置する。

②災害時対応諸室・設備

災害対応時を想定し、災害対策本部となる防災会議室、職員の待機のための仮眠室、シャワー室を配置する（特定臨時避難施設内の施設を兼用）。これらは平時は会議室や休憩室、執務作業スペース等として活用する。災害時の利活用方針を次頁より整理する。

災害時にも必要な機能を維持するため、自家発電機室、飲料水兼用耐震性貯水槽を設けるとともに、備蓄倉庫を確保する。うち、貯水槽及び備蓄倉庫は特定臨時避難施設内の施設にて兼用する。また戸籍書類その他重要書類については耐火性書庫を確保する。

③一時避難施設

可能な限り、災害時に町民が一時避難として活用できるスペースを確保する。

■災害時の利活用方針

区分	室名	用途	
		平時	災害時
①事務室	総務課	議会、各行政委員会や他課との連絡調整、防災や町有財産管理、町長及び副町長の秘書業務、職員の人事業務や福利厚生、沖縄防衛局及び自衛隊との総合的調整等に関する業務を実施。	総務対策班として、災害対策本部の運営や職員・職員等、災害対策本部における中核業務を担う。他班と連携して、応急対応に必要な人員の配置、輸送を行う。 また、県や他市町村、自衛隊の派遣要請、消防団員の出動要請等、応援を求める。
	長寿福祉課	国民健康保険・介護保険、国民年金事業の企画運営、高齢者福祉、保健予防等、福祉全般に関する業務を実施。役場窓口として町民と接する。	民生対策班として、所管の被害状況の調査及び総括、応急食料などの調達・管理、被服、寝具などの給付又は貸付を行う。また、避難所の設置、災害救助活動に協力する公民館、青年会、診療所との連絡調整、応急仮設住宅への入居・管理に関する業務を行う。
	出納室		
	企画財政課	総合計画等の策定及び調整業務、財政計画等の予算関係業務、商工業振興に関する総合企画・調整等に関する業務を実施。	広報対策班として、災害情報、被害状況及び応急対策状況の住民、報道機関への広報に関する業務を担う。県及び関係機関に対する被害報告、緊急通信の運用及び防災行政無線による広報や災害時における交通体系の連絡調整に関する業務を実施する。
	産業振興課	農政の総合企画・調整、農業振興、畜産振興、水産業振興、林業振興及び農業委員会等に関する業務を実施。	農林水産対策班として、所管の被害状況等の調査、総括及び総務対策班長へ報告を行う。農業用施設、林業施設、水産施設の被害調査及び災害復旧や農作物病害虫防除、家畜伝染病防疫等、農家対応全般を担う。災害時における農業災害補償や主食の確保及び主食配給の特別措置に関する業務を行う。
	まちづくり課	一般廃棄物処理事業、ごみ焼却施設の管理運営、水道・下水道施設の維持管理及び農業農村整備事業、社会資本施設の整備・維持管理に関する業務を実施。	土木対策班として、所管の被害状況等の調査・総括及び総務対策班長への報告を行う。建設工事現場、道路、橋りょう等の災害対策及び被害調査や海岸、河川など社会インフラ施設、農地、農業用施設の災害応急復旧措置並びに被害調査を行う。また、建築物の災害対策、被害調査及び応急仮設住宅の建設に係る業務を行う。
	教育委員会	児童・生徒並びに幼児の修学、入学、転学や学校職員並びに幼児児童生徒の保健、安全等、学校教育に関する業務を実施。	所管の被害状況等の調査及び総務対策班長への報告、学校教育施設・社会教育施設の災害応急復旧措置及び被害調査を行う。また、避難所の開設・運営、児童生徒の保健・給食及び災害活動に協力する団体等との連絡調整に関する業務を行う。
	議会事務局	議会運営等に関する業務を実施。	支援対策班として、他の班の支援を行う。
	町長室(災害対策本部長室)	町長が執務を行う。	災害対策本部長室として指揮を行う。
	副町長室(災害対策副本部長室)	副町長が執務を行う。	災害対策副本部長室として指揮を行う。
②付属面 積(倉庫、 書庫等)	倉庫		
	耐火性戸籍書類保存室	戸籍書類の保管	
	耐火書庫室	重要書類の保管	
	金庫室		
	印刷室		
②付属面 積(執務に 必要な諸 室)	水道管理センター	上水施設及び流量等の日常の維持管理をパソコン一括集中管理	
	工事管理室	工事発注に伴い工事管理を行う民間コンサルタント等の話所	
	サーバールーム		
	受付及び巡視溜		
②付属面 積(共有部 分)	湯沸室		
	便所及び洗面所		

区分	室名	用途	
		平時	災害時
①議場関係 (災害時町 民避難対 応)	全員協議会室【地下の会議室3】 議場	議員が協議等を行う。	情報収集、対策検討などを行う。
	選挙管理委員会室	定例議会及び臨時議会を開催(議員定数10名) 与那国町における選挙に関する業務を行う。	災害時に避難してきた町民の休憩・睡眠などをとる。 選挙期間中以外は、対策室として使用する。
	電気室		
	自家発電機室		停電時に電力供給を行う。
②防災施設	消防団詰所【地下の会議室2】	消防団員の通常活動の拠点。会議等にも活用	救護対策班として八重山病院、診療所との連絡調整及び協力要請を行う。また、災害時における医療・助産、医薬品及び衛生材料の調達・配分や水災害その他の災害の警戒、鎮圧、救助を実施する。
	防災屋外駐車場(消防車等)	消防車を待機、点検など維持管理を実施	消防活動等の拠点となる。
	防災無線室	防災無線の維持	情報発信の拠点となる。
	防災会議室【地下の会議室1】	会議室	災害の発生する恐れがある場合、又は災害発生時に災害対策本部を設置し、本部会議を置いて災害情報の収集、災害応急対策、災害復旧に関する事務を行う。本部長(町長)、副本部長(副町長)、各部長及び本部員をもって構成する。
③住民サービス諸室 (災害時町 民避難対 応)	一般会議室	会議室	災害時に避難してきた町民の休憩・睡眠などをとる。
	宿直室	守衛業務、待機を行う	災害時の警備、施設保守を行う。
	倉庫	備品等の倉庫	災害時に備品を活用する。
	来客応接室	来客を応接する。広報活動を行う	災害時に避難してきた町民の休憩・睡眠などをとる。
④コミュニティ施設【展示コーナー兼用】	改良普及施設	営農指導などを実施(沖縄県農林水産部から派遣)	災害時に避難してきた町民の休憩・睡眠などをとる。
	住民相談室(健康、子育て、福祉等)	プライバシーを確保できる相談室	災害時の多様な避難者ニーズに対応する。
	保健指導室	保健指導を行う施設	災害時の多様な避難者ニーズに対応する。
	無人売店	利用者サービス施設	避難者の軽微な救護などを行う。
⑥コミュニ ティ		中央公民館の機能移転を含めた地域のコミュニティを 深める施設	協定により非常時に物資供給を行う。
	授乳室	子連れ利用者も利用しやすい環境を確保。	災害時に避難してきた町民・滞在者等の休憩・睡眠などをとる。
	幼児用トイレ	子連れ利用者も利用しやすい環境を確保。	災害時の多様な避難者ニーズに対応する。
	ホール付帯倉庫		災害時の多様な避難者ニーズに対応する。
⑦漁業振興 施設	展示コーナー	展示やイベントなどを通して水産業振興に寄与	災害時に避難してきた町民・滞在者等の休憩・睡眠などをとる。
	展示コーナー付帯倉庫	関連備品の収納	パターニション等の備品を避難時に活用する。
	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分 (展示兼用部分除く)		
	うち 災害時町民避難対応分 その他(抜分対象)		
⑨玄関等 共有部分	特定臨時避難施設と庁舎接続階段		廊下等のうち、可能な部分は災害時避難者の休憩等に活用する。
⑩特定臨 時避難施 設	特定臨時避難施設	会議室、休憩室(男女)、駐車場	国民保護法に基づく緊急事態の場合、「定住用避難施設」として活用。 風水害時の町民の一時避難にも活用。また特定臨時避難施設内の備蓄、飲料水、用水、非常用電源等は、一時避難時にも活用する。
	特定臨時避難施設入口階段		特定臨時避難施設へのアクセス空間

3) 特定臨時避難施設の機能と規模設定

① 特定臨時避難施設の収容人数と利用方針

特定臨時避難施設は約 200 人（180～200 人）の収容を目標とする。

性能および内容はガイドラインに沿って計画するものとし、これら避難者が 2 週間過ごせる設備・環境を整備する。

収用スペースの平時の利用方針は、会議室、休憩室、および駐車場として利用する。庁舎機能として必要となる会議室 3 室、男女休憩室を確保し、残りの居室は駐車場とする。時間外管理などの容易さや災害時の車移動等を考慮し、原則として職員が使用する方針とする。

備蓄物資や水、機器などを適正な状態で保つため、災害時には一時避難所としても使用する。

② 特定臨時避難施設の配置

特定臨時避難施設はガイドラインに沿って複合拠点施設の地下に配置する。

特定臨時避難施設には外部に直接通じる出入口を 2 か所配置し、これらは建物外壁から必要な離隔を取る。またその他、車両用出入口 1 箇所、複合拠点施設内を垂直につなぐ屋内階段・エレベーター 1 箇所を設ける。

③ 特定臨時避難施設整備規模

ガイドラインを参考に諸室の構成及び規模を設定する。

（参考）「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（第 2 版）」より、200 人収容の計画例の諸室面積

室等	面積（㎡）	
	平時利用：会議室の場合	平時利用：駐車場の場合
収容スペース	723	882
倉庫（簡易ベッド）	120	152
管理室	68	71
備蓄倉庫	86	111
トイレ（M）、トイレ（W）、バリアフリースイレ	52	52
シャワー室（M）、シャワー室（W）、シャワー室（多目的）	33	52
ゴミ保管庫	8	7
キッチン	8	9
ランドリールーム	8	9
受変電室	40	52
非常用発電設備室	60	66
熱源給湯機室	17	7
消火ポンプ室	5	23
空調機械室	62	104
貯水槽室	89	66
前室（2 室）	28	14
エントランススペース（2 室）	105	98
廊下（前室より内側）	181	55
廊下・階段等（前室より外側）（B1F、1F）	298	482
給気、煙道、換気風洞等（B1F、1F）	120	99
合計	2,111	2,411

(5) 規模一覧

新営一般庁舎面積算定基準等から導いた必要面積をベースに、現庁舎で必要としている諸室等を加えた計画面積を下表に示す。なお、表中の「図測」とは、計画面積から作図した検討図の結果を示すものである。

■面積一覧

区分	室名	階	職員	面積	小計	図測	備考
①事務室	総務課	2	18人	94㎡		101	※1
	長寿福祉課	1	13人	64㎡		84	※1
	出納室	1	4人	26㎡		30	※1
	企画財政課	2	13人	64㎡		66	※1
	産業振興課	1	11人	57㎡		60	※1
	まちづくり課	1	11人	57㎡		60	※1
	教育委員会	2	12人	66㎡		72	※1
	議会事務局	1	3人	19㎡		20	※2
	町長室 (災害対策本部長室)	2	1人	36㎡		36	※1
	副町長室 (災害対策副本部長室)	2	1人	36㎡		36	※1
	教育長室	2	1人	36㎡		30	※1
					556㎡	595㎡	
②付属面積(倉庫、書庫等)	耐火性戸籍書類保存室	1		35㎡		35	
	耐火書庫室	1		115㎡		135	
					150㎡	170㎡	
②付属面積(執務に必要な諸室)	印刷室	1		6㎡		6	
	金庫室	1		29㎡		21	
	印刷室	2		12㎡		12	
	水道管理センター	2		10㎡		10	
	工事管理室	2		14㎡		14	
	サーバールーム	2		36㎡		27	※1
					107㎡	90㎡	
②付属面積(共有部分)	受付及び巡視溜	1		7㎡		7	※1
	湯沸室	1		7㎡		6	※1
	湯沸室	2		7㎡		7	※1
	便所及び洗面所	1		35㎡		36	※1
	便所及び洗面所	2		35㎡		40	※1
					91㎡	96㎡	
③議場関係 (災害時町民避難対応)	全員協議会室【地下】	B		0㎡			※2
	議場	1		200㎡		210	※2
	議会準備室 (監査委員会室兼用)	1		20㎡		20	※2
	選挙管理委員会室	1		20㎡		20	※2
					240㎡	250㎡	

区分	室名	階	職員	面積	小計	図測	備考
④防災施設	電気室	1		58㎡		58	※1
	自家発電機室	2		29㎡		42	※1
	消防団詰所【地下】	B		0㎡			※2
	防災屋内駐車場(消防車等)			0㎡		—	
	防災無線室	1		24㎡		24	
	会議室	2		20㎡		20	
	宿直室	1		10㎡		10	※1
	倉庫	1		20㎡		29	※1
	倉庫	2		46㎡		30	※1
	来客応接室	2		40㎡		27	
					247㎡	309㎡	
③住民サービス諸室 (災害時町民避難対応)	改良普及施設	2		9㎡		12	
	住民相談室(健康、子育て、福祉等)	1		20㎡		20	
	保健指導室	1		32㎡		35	
	無人売店	1		3㎡		5	
					64㎡	72㎡	
⑥コミュニティ	コミュニティ施設【展示コーナー兼用】	1		(100㎡)			
	授乳室	1		4㎡		6	
	幼児用トイレ	1		6㎡		6	
					10㎡	12㎡	
⑦漁業振興施設	展示コーナー	1		100㎡		98	
	展示コーナー付帯倉庫	1		20㎡		29	
					120㎡	127㎡	
⑧他機関	JA・観光協会・商工会	1		0㎡			
					0㎡	0㎡	
⑨玄関等共有部分	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分		555㎡				
	うち 災害時町民避難対応分	1		336㎡		375	
	うち 災害時町民避難対応分	2		112㎡		100	
	その他(按分対象)	1				76	
	その他(按分対象)	2		107㎡		159	
	特定臨時避難施設と庁舎接続階段	B		48㎡		48	
⑩特定臨時避難施設					603㎡	758㎡	
	特定臨時避難施設	B		2,140㎡		2,140	
	特定臨時避難施設入口階段	1		188㎡		188	
					2,328㎡	2,328㎡	

※1 国交省「新営一般庁舎面積算定基準」

※2 総務省「地方債事業費算定基準」

注)面積は、単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

フロア別面積集計

階数	面積
地下	2,188 m ²
1	1,517 m ²
2	810 m ²
延床面積	4,515 m ²

用途別面積集計

内訳	面積	備考
公用	814 m ²	①,②
防災対応	998 m ²	③,④,⑤,⑨の一部
コミュニティ供用	10 m ²	⑥
漁業振興	120 m ²	⑦
共有(按分対象)	245 m ²	②の一部、⑨の一部
他機関	0 m ²	⑧
庁舎合計面積	2,187 m ²	
特定臨時避難施設	2,328 m ²	⑩
総計	4,515 m ²	

なお、本節では地上2階建てを想定し、諸室等を仮に振り分けているが、検討のための仮定であり形態・配置を決定するものではない。

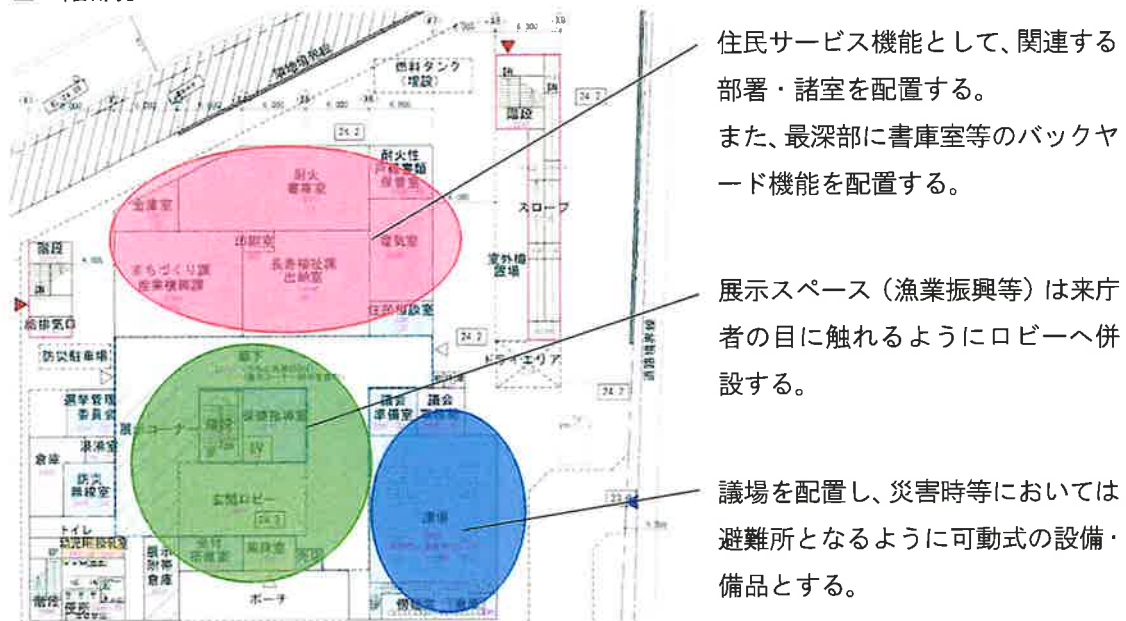
(6) ゾーニング

敷地は三角形となっており、北側と東側で町道に面する。

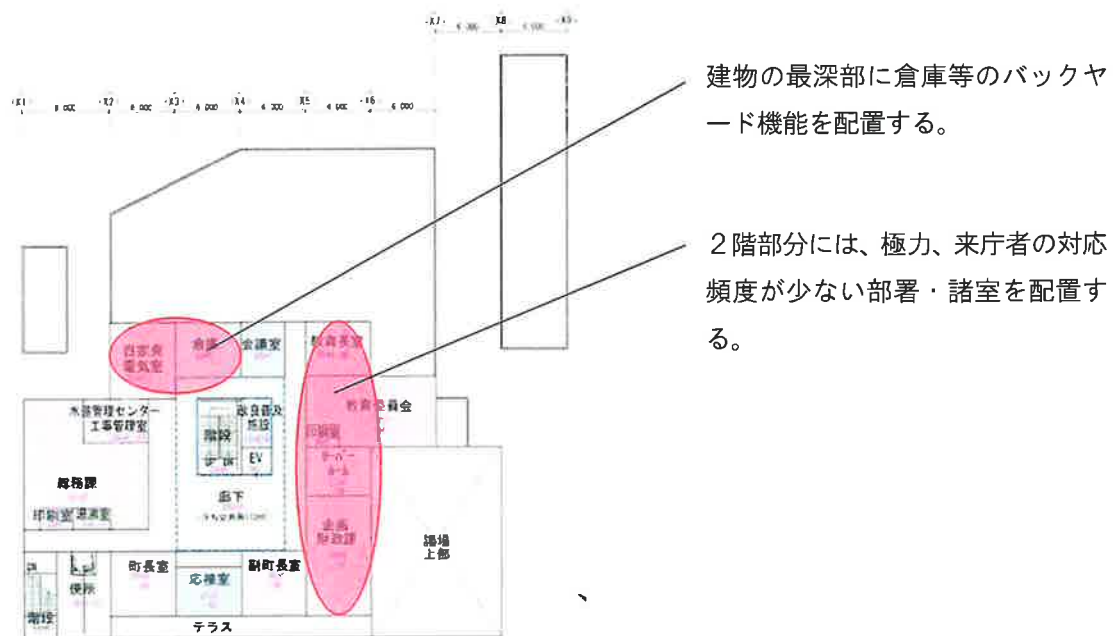
南側に開けた地形、また与那国島の伝統的な建築方位を尊重し、複合庁舎を南向きに配置する。

本節では仮に地上 2 階建てを想定した場合のゾーニングを示す。

■ 1 階部分

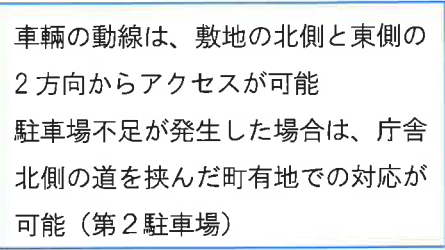


■ 2 階部分



1) 平常時

本節では、仮に2階建てを想定した計画としているが、平屋建て等により敷地内の駐車場数が不足する場合は、近隣にも駐車スペースを確保する。



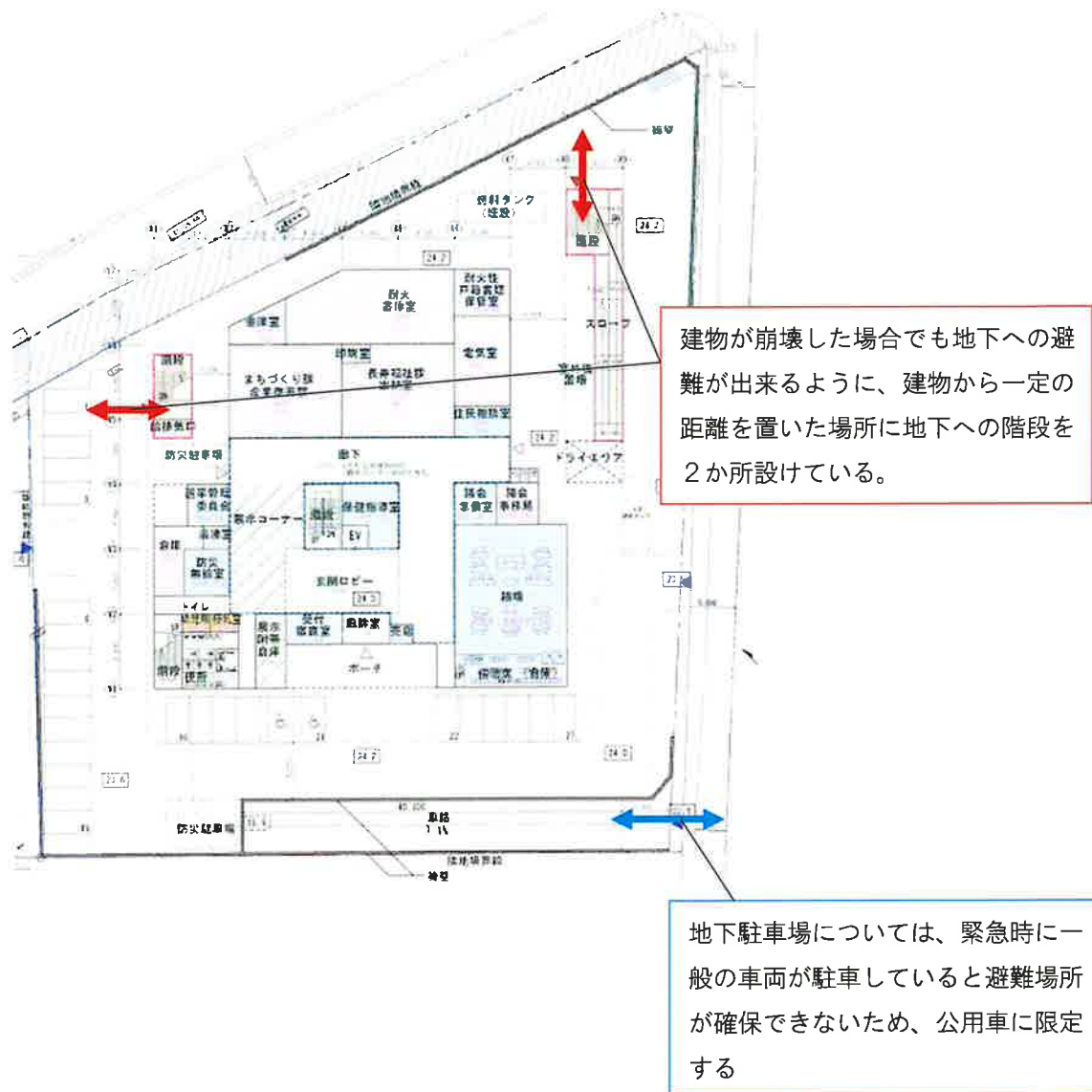
人の動線は、南側の正面入り口の他、
両サイドに勝手口を設けることで、
アクセス性の向上を図る

地下は、公用車専用駐車場とする

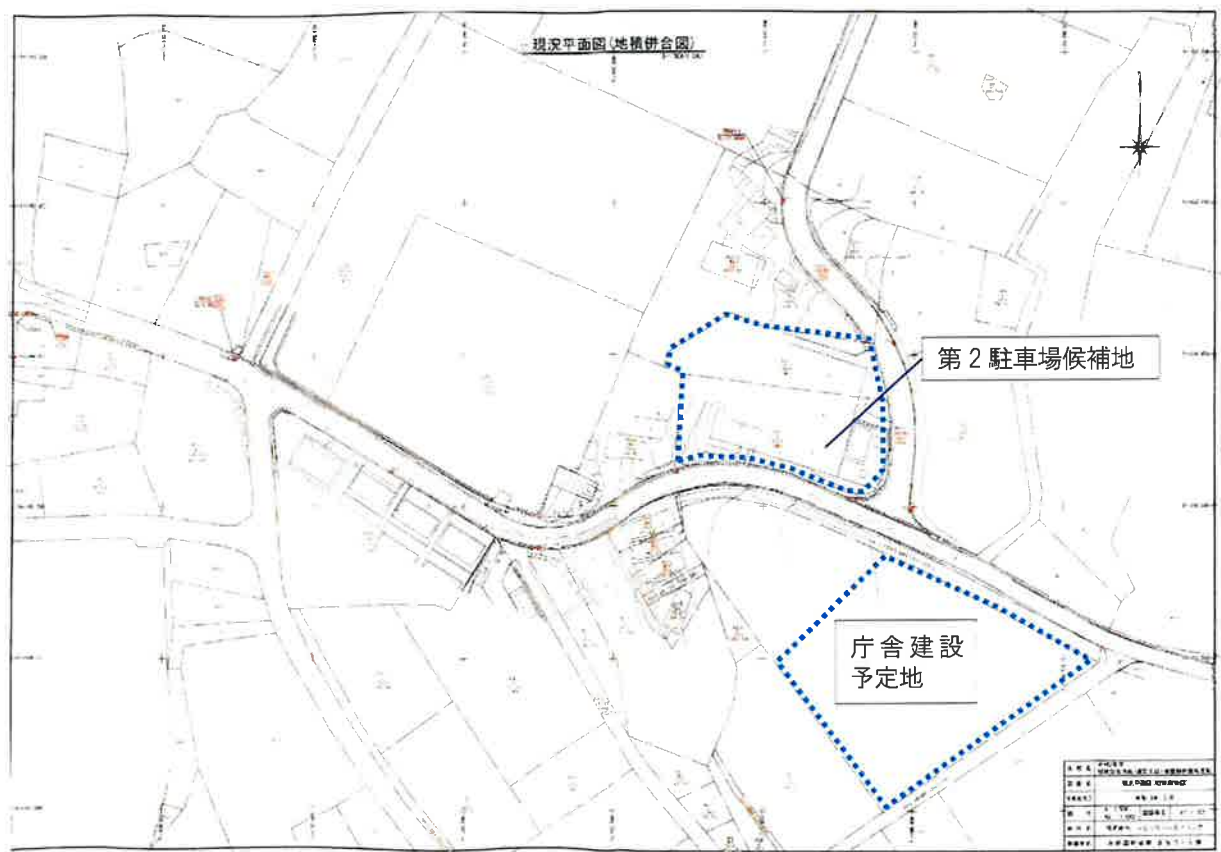
2) 有事

ガイドラインに則り、有事には建物が崩壊しても地下の特定臨時避難施設へのアクセスが確保されるように、建物から一定の距離を確保した上で複数の地下への出入り口を配置する。

地下駐車場については、緊急時に一般車両が駐車していることで円滑な避難及び避難場所の確保が出来ない可能性があるため、平常時から公用車専用とする。



(参考) 第2駐車場候補



（８）管理・運営・維持管理計画

１）管理・運営主体

新庁舎の管理・運営主体については、与那国町総務課を想定する。

２）維持管理計画

新庁舎の維持管理については、「与那国町公共施設等総合管理計画（令和４年３月改訂版）」に基づき、下記の方針で維持・管理を実施する。

①点検・診断等の実施方針

法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行う。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行う。

②安全確保の実施方針

施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施する。

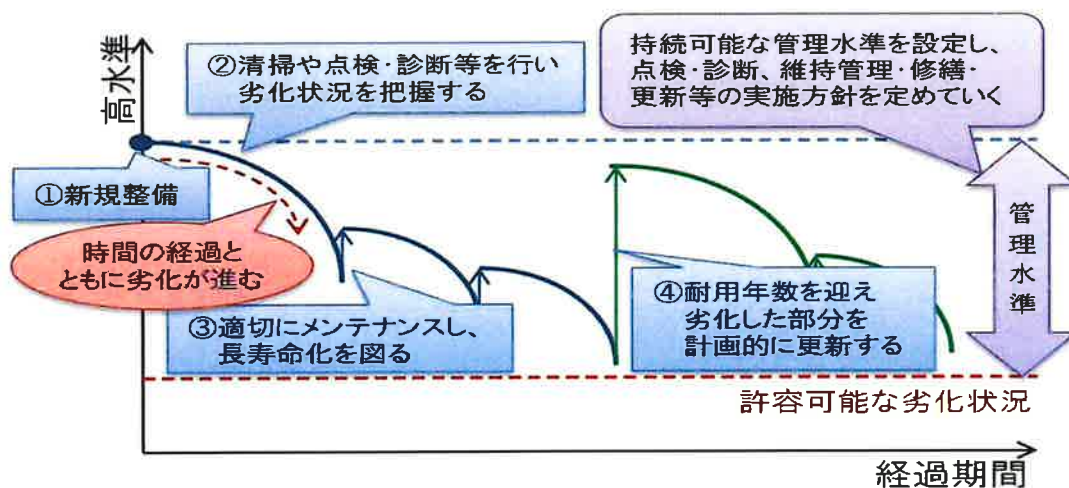
③長寿命化の実施方針

点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指すため、長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防管理、長寿命化に資する取組を推進する。（長期的な視点でのコスト削減）

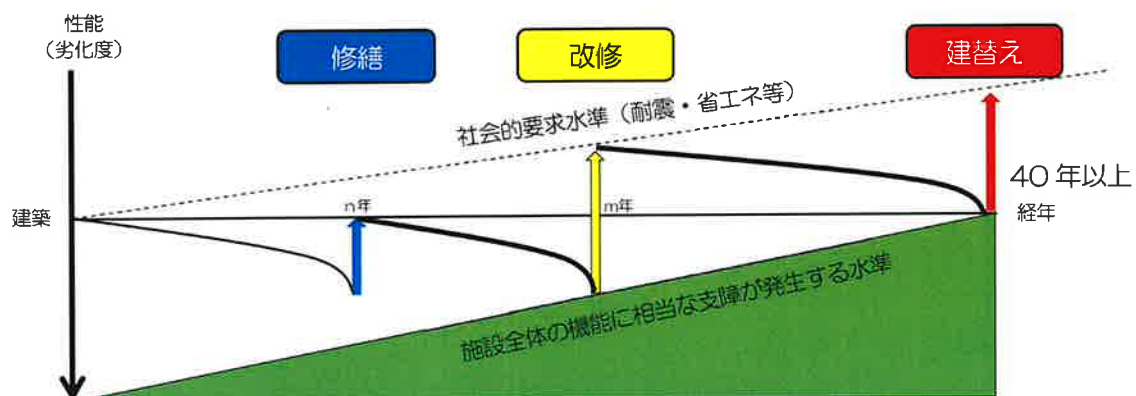
④維持管理・修繕・更新等の実施方針

不具合が発生するたびに対応する対症療法的な修繕ではなく、劣化状況を把握しながらあらかじめ修繕・更新に関する計画を策定し、長期的な視点から計画的に行う。

（参考）持続可能な管理水準の設定イメージ（与那国町個別施設計画より）



(参考) 修繕、改修、建替えのサイクルイメージ (与那国町個別施設計画より)



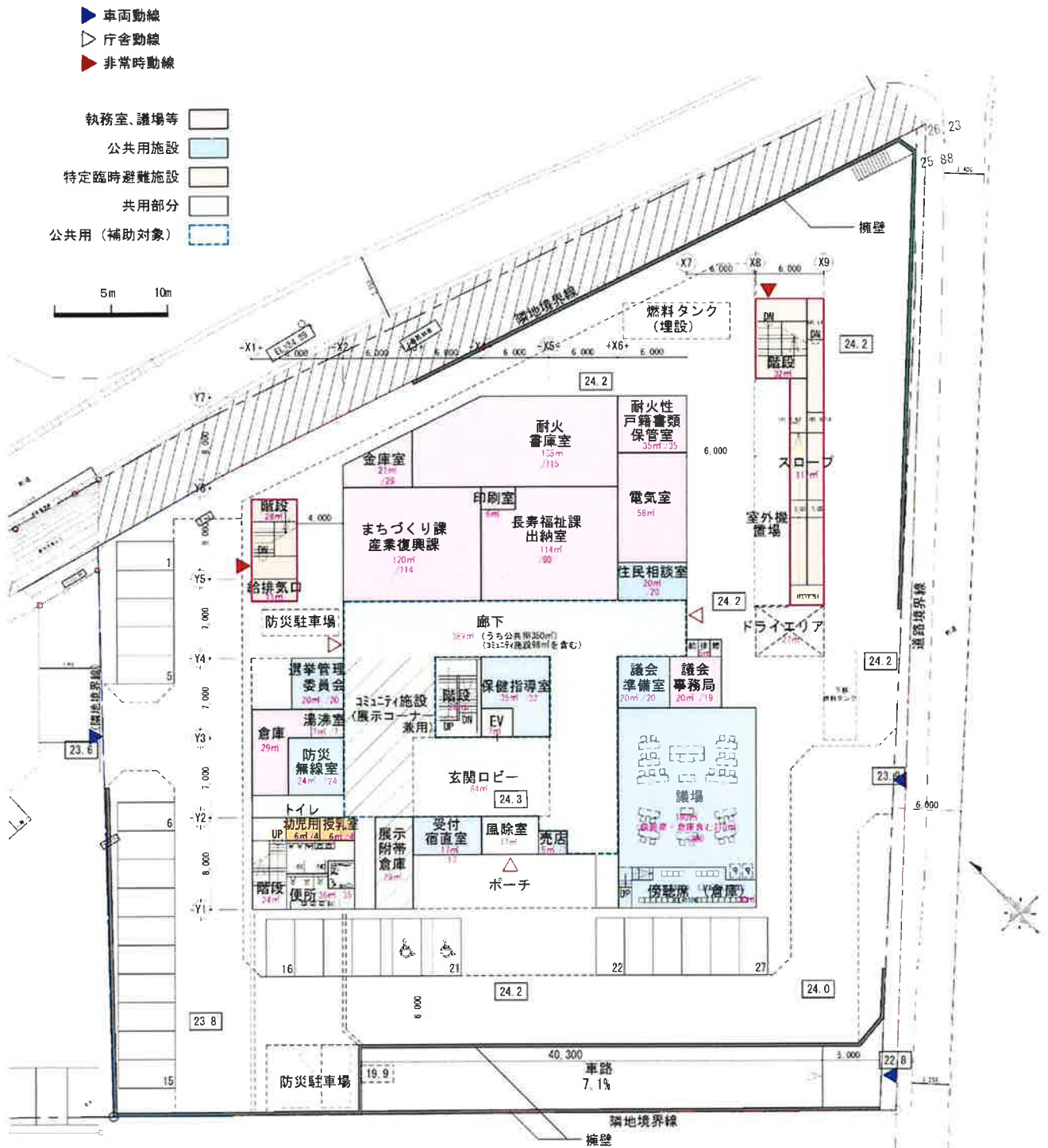
区分	工事内容	改修目安※
建物	屋上防水、屋根塗装、外壁塗装、建具、内装	20～30 年
電気	照明器具、受変電設備、幹線、配線器具	15 年
空調	空調機器、ダクト、配管類	13～15 年
給排水	機器類 (ポンプ等)、受水槽、衛生器具	15 年
昇降機設備	制御盤、昇降レールなど	15～17 年

※改修目安は、国税庁の定める法定耐用年数

(9) 基本計画図

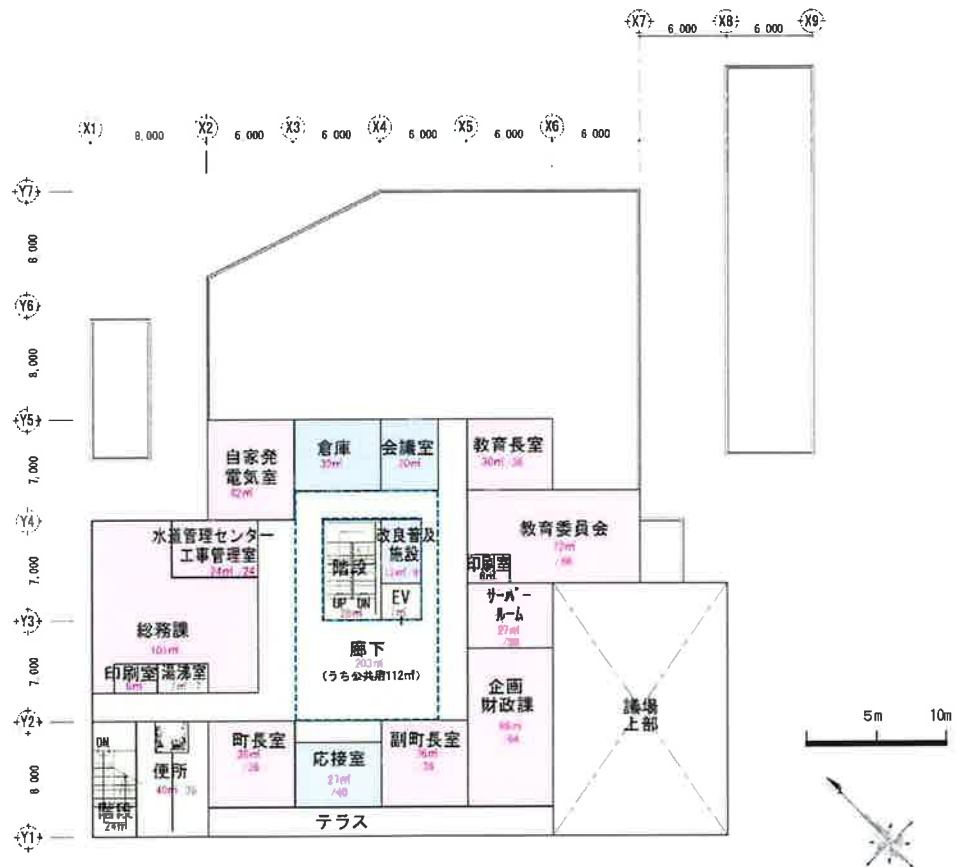
具体の形態・配置については、今後の基本設計において精査を行う。

1) 1階平面図・配置図



2) 2階平面図

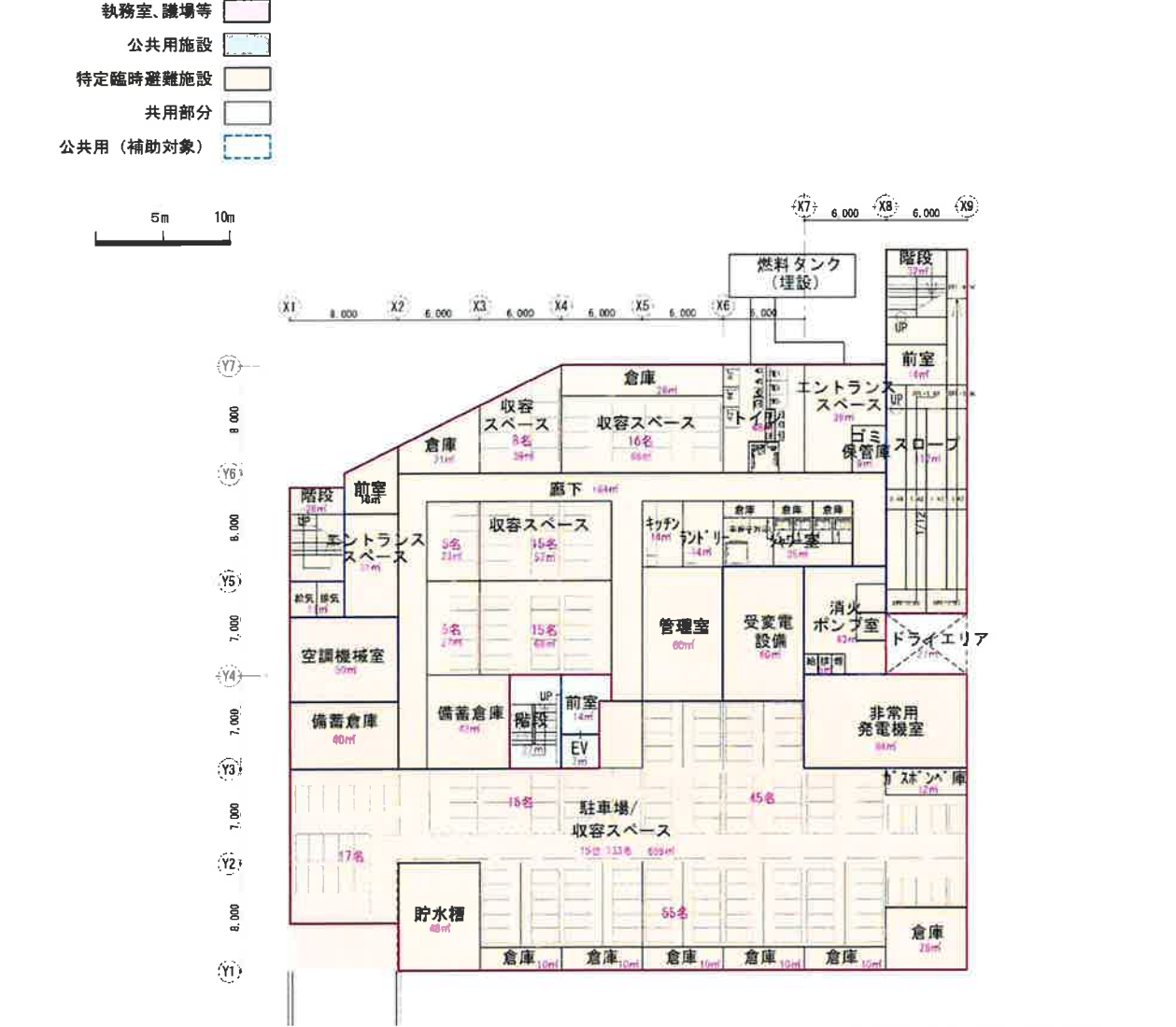
- 執務室、議場等
- 公共用施設
- 特定臨時避難施設
- 共用部分
- 公共用（補助対象）



①会議室・駐車場利用時

-





※197 名は一例であり、今後
若干変動が見込まれる。

5. 事業化に向けて

(1) 事業費概算

必要規模及び計画図を基に算出した概算事業費を下表に示す。

複合施設(特定臨時避難施設除く)内訳	面積	共用部を除く面積	共用部を除く割合(%)	共用部按分面積	按分加味面積	㎡あたり整備費(円)	按分整備費(円)
公用	814㎡	814㎡	42%	103㎡	916㎡	798,160	731,505,000
防災対応	998㎡	998㎡	51%	126㎡	1,124㎡		897,430,000
コミュニティ供用	10㎡	10㎡	1%	1㎡	11㎡		8,989,000
漁業振興	120㎡	120㎡	6%	15㎡	135㎡		107,868,000
共有(按分対象)	245㎡						0
他機関	0㎡	0㎡	0%	0㎡	0㎡		0
複合施設合計面積	2,187㎡	1,942㎡	100%	245㎡	2,187㎡		1,745,792,000
特定臨時避難施設	2,328㎡					1,112,760	2,590,505,000
外構	2,840㎡						190,553,000
						補助対象外備品等	304,244,000
建築面積合計	4,515㎡					整備費合計	4,831,094,000

(2) 事業手法

シンプルな施設としてコスト縮減を図るとともに、財源に補助を最大限活用する。

下表は最大限の補助を想定(補助割合未定)して算出しているものの、補助外(町単費)の費用は長期的な町財政にとって厳しい規模であることから、今後の設計段階においてもコスト縮減は最優先課題となる。

【補助対象①防災対応施設】防災本部拠点、消防活動拠点、町民避難受け入れ・備蓄

【補助対象②コミュニティ供用施設】町民交流ホールと関連施設(災害時の防災機能を兼ねる)

【補助対象③漁業振興施設】展示コーナー等(平時はロビー兼用。防災機能を兼ねる)

【補助対象④特定臨時避難施設】武力攻撃(ミサイル等)が想定される際に、町民が島外避難した上でなお残らざるを得ない職員等及び悪天候時に島外避難に遅れる住民が2週間の避難生活を送る施設

複合施設(特定臨時避難施設除く)内訳	按分整備費(円)	補助対象	想定補助率	想定補助額(円)	補助外(円)
公用	731,505,000	×		0	~ 731,505,000
防災対応	897,430,000	○	~ 75%	~ 673,072,500	~ 224,357,500
コミュニティ供用	8,989,000	○	~ 75%	~ 6,741,750	~ 2,247,250
漁業振興	107,868,000	○	~ 75%	~ 80,901,000	~ 26,967,000
共有(按分対象)	0				~ 0
他機関	0	×			~ 0
複合施設合計	1,745,792,000			~ 760,715,250	~ 985,076,750
特定臨時避難施設	2,590,505,000	○	~ 90%	~ 2,331,454,500	~ 259,050,500
外構	190,553,000	○	~ 75%	~ 142,914,750	~ 47,638,250
補助対象外備品等	304,244,000	×			304,244,000
整備費合計	4,831,094,000			~ 3,235,084,500	~ 1,596,009,500

7. 検討委員会

(1) 与那国町庁舎建設検討委員会

1) 開催概要

①第1回与那国町庁舎建設検討委員会

日時：令和6年11月18日(月) 14:00～16:00

場所：与那国町役場2階 会議室

出席委員： ① 入江 徹 琉球大学准教授
 ② 大宜見浩利 与那国町議会副議長
 ③ 與那覇英作 与那国町議会議員
 ④ 崎原 敏功 久部良自治公民館長
 ⑤ 崎原 正吉 西自治公民館長
 ⑥ 大宜見朝要 嶋仲自治公民館長
 ⑦ 崎枝 和成 比川自治公民館長
 ⑧ 杉本 和信 与那国町商工会長
 ⑨ 大嵩 長史 一般社団法人 与那国町観光協会長
 ⑩ 赤池 進 J Aおきなわ与那国支店長

②第2回与那国町庁舎建設検討委員会

日時：令和7年1月8日(水) 14:10～16:10

場所：複合型公共施設2階 会議室

出席委員 ① 入江 徹 琉球大学准教授
 ② 大宜見浩利 与那国町議会副議長
 ③ 崎原 正吉 西自治公民館長
 ④ 大宜見朝要 嶋仲自治公民館長
 ⑤ 杉本 和信 与那国町商工会長
 ⑥ 赤池 進 J Aおきなわ与那国支店長

③第3回与那国町庁舎建設検討委員会

日時：令和7年2月21日(金) 13:00～15:00

場所：複合型公共施設2階 会議室

出席委員 ① 入江 徹 琉球大学准教授
 ② 與那覇英作 与那国町議会議員
 ③ 崎原 敏功 久部良自治公民館長
 ④ 崎原 正吉 西自治公民館長
 ⑤ 大宜見朝要 嶋仲自治公民館長
 ⑥ 崎枝 和成 比川自治公民館長
 ⑦ 杉本 和信 与那国町商工会長
 ⑧ 大嵩 長史 一般社団法人 与那国町観光協会長
 ⑨ 赤池 進 J Aおきなわ与那国支店長